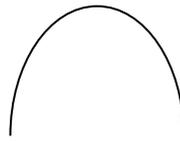


受付欄

屋外広告物許可申請書



アドバルーン
広告幕
簡易広告物用

該当するものを○印で囲むこと

新規 変更 継続

(提出先) 大阪市長 設置者 住所 (〒 -) (TEL)					令和 年 月 日												
氏名 (担当者:)																	
管理者 住所 (〒 -) (TEL)																	
氏名 (担当者:)																	
◎管理者が下記の資格者である場合は、該当するものを○印で囲み、資格を証する書面の写しを添付してください。																	
<table border="1"> <tr> <td>ア. 屋外広告士</td> <td>イ. 建築士</td> <td>ウ. 電気工事士</td> <td>エ. ネオン工事に係る特種電気工事資格者</td> </tr> <tr> <td>オ. 電気主任技術者</td> <td>カ. 屋外広告物点検技能講習修了者</td> <td>キ. 広告美術仕上げ技能士</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ク. 広告美術科職業訓練指導員</td> <td>ケ. 広告美術科職業訓練課程修了者</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						ア. 屋外広告士	イ. 建築士	ウ. 電気工事士	エ. ネオン工事に係る特種電気工事資格者	オ. 電気主任技術者	カ. 屋外広告物点検技能講習修了者	キ. 広告美術仕上げ技能士		ク. 広告美術科職業訓練指導員	ケ. 広告美術科職業訓練課程修了者		
ア. 屋外広告士	イ. 建築士	ウ. 電気工事士	エ. ネオン工事に係る特種電気工事資格者														
オ. 電気主任技術者	カ. 屋外広告物点検技能講習修了者	キ. 広告美術仕上げ技能士															
ク. 広告美術科職業訓練指導員	ケ. 広告美術科職業訓練課程修了者																
大阪市屋外広告物条例(第2条第1項・第3条第1項)の規定により次の広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置について許可申請します。																	
1. 表示内容																	
2. 設置場所 区 丁目 番 号				4. しゅん工予定日 令和 . . .													
3. ※期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日				5. 前回の許可番号 *変更の場合のみ記入 No.													
6. 工事施行者(屋外広告業者) 住所 (〒 -) (TEL)				大阪市の登録番号 又は 特例届出番号													
氏名																	
7. 土地建物の所有者等の承諾 住所 (〒 -) (TEL)																	
氏名																	
8. 種類 アドバルーン 広告幕 簡易広告物(はり紙 はり札等 広告旗 立看板等)																	
9. 形状寸法					※起案												
種類	たて m	よこ m	面	数量	手数料 円												
					※決裁/許可												
					※許可番号												
					※取扱上の注意												
数量計		※決裁															
		課長	課長代理	係長	係員												
手数料計				受付	取扱責任者												
円					文書主任												

許可書送付先 設置者・管理者・その他 ()

※印欄は記入しないでください。

10. 照明の有無

照明＝ 無 有 [ネオン 内部照明 外部照明 その他()]

11. 添付図面

**付近見取図・平面図・立面図(建物に設置する場合は、建築物全体及び設置位置が分かるもの)
意匠図・構造図(基礎の構造、材質、建築物への取付方法等)**

※許可条件

* 注意事項

1. 楷書で記入してください。
2. 設置者、管理者、工事施行者、土地建物所有者等承諾欄について
法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地とすること。
管理者について
法人の場合は上記同様
有資格者の場合、氏名は当該資格者本人のものとする。
※郵便番号、電話番号も必ず記入してください。
※押印不要です。
3. 簡易広告物(はり紙・はり札等・広告旗・立看板等)のときは、4・6の記入を省略できます。
4. 申請の際には下記の手数料が必要です。窓口にて現金でお支払いください。

◎屋外広告物許可申請手数料

広告物の種類	単位	手数料
広告幕	1張	300円
アドバルーン	1個	500円
広告旗及び立看板等	1枚又は1本	150円
はり紙及びはり札等	100枚につき	200円

・はり紙及びはり札等の手数料の算定方法については、100枚未満の端数があるときは、これを100枚として計算する。

※本市使用欄(以下には記入しないでください。)

手数料領収確認欄				
領収日	令和	年	月	日
領収書No.	No.			領収金額
				円
				受付者